

公開買付条件等の変更の公告

各 位

2025年9月26日

東京都千代田区大手町一丁目1番1号

T C B - 1 4 株式会社

代表取締役 小森 一孝

T C B - 1 4 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による株式会社 F C ホールディングス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、2025 年 8 月 7 日付の公開買付開始公告に係る買付条件等の変更を下記のとおり行いますので、お知らせいたします。

これに伴い、公開買付者が 2025 年 8 月 7 日付で関東財務局長に提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、公開買付者は、法第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 9 月 26 日付で関東財務局長に提出いたします。

記

1. 公開買付者の名称及び所在地

名称 T C B - 1 4 株式会社

所在地 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称 株式会社 F C ホールディングス

(2) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式

(3) 買付け等の期間

2025 年 8 月 7 日（木曜日）から 2025 年 10 月 14 日（火曜日）まで（45 営業日）

3. 買付条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(5) 買付予定の株券等の数

（訂正前）

買付予定数 6,726,630 株

買付予定数の下限 4,484,400 株

買付予定数の上限 一株

（注 1） 本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（4,484,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（6,726,630株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された2025年6月30日現在の発行済株式総数（6,769,483株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（42,853株）を控除した株式数（6,726,630株）になります。

（訂正後）

買付予定数	6,726,630株
買付予定数の下限	<u>4,266,000株</u>
買付予定数の上限	一株

- (注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（4,266,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（6,726,630株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者決算短信に記載された2025年6月30日現在の発行済株式総数（6,769,483株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（42,853株）を控除した株式数（6,726,630株）になります。

（11）その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

（訂正前）

応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,484,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,484,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（訂正後）

応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,266,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,266,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

4. 買付条件等を変更する旨及びその理由

譲渡制限付株式報酬として対象者の連結子会社5社と対象者によって構築される連結企業グループの役員が所有する対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）の所有者全員から、2025年9月26日付で、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）について、自らが所有する本臨時株主総会において権利行使可能な対象者の本譲渡制限付株式に関して、公開買付者又は対象者が提案する議案へ賛成の議決権行使を行う旨の誓約書が公開買付者に差し入れられたことを受け、買付予定数の下限から本譲渡制限付株式の数を除いたとしても問題なく対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することができる見込まれることが確認できたことから、公開買付者は、2025年9月26日付で、買付予定数の下限を4,484,400株（所有割合（注）：66.67%）から4,266,000株（所有割合：63.42%）に変更することを決定しました。

（注）「所有割合」とは、対象者が2025年8月6日に公表した「2025年6月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（6,769,483株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（42,853株）を控除した株式数（6,726,630株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

5. その他

本公告を行う日以前に既に本公開買付けに応募された株券等についても、変更後の買付条件等による買付け等を行います。

以上